

## (案)

2022年（令和4年）1月 日

藤沢市長  
鈴木 恒夫 様

藤沢市環境審議会  
会長 橋詰 博樹

## 藤沢市環境基本計画の改定について（答申）

2021年（令和3年）1月28日付けで諮問された藤沢市環境基本計画の改定、併せて、意見を求められた藤沢市地球温暖化対策実行計画の改定について、パブリックコメント等を通して寄せられた市民の意見も踏まえ、本審議会において慎重な審議をした結果、別紙のとおり計画をまとめましたので、次の意見を付して答申します。

- 1 藤沢市環境基本条例の基本理念を踏まえ、総合環境像「地域から地球に拡がる環境行動都市」に基づく各環境像の達成に向けた施策を総合的かつ計画的に推進し、持続可能なまちづくり及び脱炭素社会の創造を目指すとともに、市民・事業者・行政の協働・連携により、効果的な施策の実施に努めること。
- 2 藤沢市気候非常事態宣言を踏まえ、脱炭素社会の実現を最優先課題として、風水害対策の強化を始め、気候変動の危機的状況をあらゆる主体と情報共有し、協働による気候変動対策に向けて、最新の知見を取り入れるとともに、先進的なプロジェクトの具体化を含む対策を行い、藤沢市地球温暖化対策実行計画における施策の着実な推進と一層の充実に努めること。
- 3 計画の推進にあたっては、定期的な進行管理に努めるとともに、その進捗状況及び成果を広く公表し、市民・事業者をはじめとする各主体において積極的な取組が図られるよう努めること。
- 4 脱炭素社会の実現に向けた動向や、新たに生ずる環境課題に柔軟に対応するため、温室効果ガス排出量等の把握、排出削減等の方法など、新たな資料・情報の収集に努めるとともに、社会情勢の変化及び国における制度の改正等に応じ、適宜計画の見直しを行うこと。

以 上